

経営のサブリ

シリーズ連載
Vol.2

アクタスマネジメントサービス株式会社 / アクタス税理士法人
 創業 / 1989年 社員数 / 136名 業務内容 / 税務会計、国際税務、相続税、事業承継、企業再生、企業再編、証券化・流動化、経営指導、経理代行、人事労務コンサルティング、システムコンサルティング URL / http://www.actus.co.jp/

経営・税務・人事労務のご相談は

TEL: 03-3224-8888 Mail: info@actus.co.jp

スプリング法律事務所
 設立 / 1989年 弁護士数 / 14名 業務内容 / 企業創出・企業提携・企業再編および企業コンプライアンスに関する法律業務、証券投資および不動産投資スキームの構築に関する法律業務、訴訟業務等 URL / http://spring-partners.com/

法務のご相談は

TEL: 03-3352-8500 Mail: spring-partners@dvicelinklaw.gr.jp

質問



売掛金の回収手段、回収不能・困難な場合の処理、人件費の削減方法を教えてください。

当社は設立15年目の中堅企業です。昨年前半までの業績は好調で、2008年6月期の決算では黒字を出すことができました。しかし、昨年後半からの世界的不況により、売上が右肩下がりで減少しています。さらに、ここ数年採用人員を増やしてきたため、人件費による固定費負担が重く、当期の利益を圧迫しています。そこに追い打ちをかけるように、得意先の売掛金の滞留が増加。いよいよ資金繰りが厳しくなってきました。どうかしてこの不況を乗り越えるため、人件費の削減、売掛金の回収手段や回収不能・困難な場合の処理など、対応策を教えてください。

法務

絶対確実な売掛金の回収手段はありません。複数手段の並行検討を!

答

まず、厳しいようですが、「お金のない取引先からの債権回収は非常に難しい」という点をご理解いただく必要があります。例えば、ご質問の売掛金について、手形や先日付小切手を振出してもらうことは考えられます。しかし、現実の局面では、その後のジャンプの依頼に結局応じざるを得ないことも少なくありません。また、非公開企業の代表者による金融機関への連帯保証の実態を踏まえ、代表者の連帯保証に加えて、第三者による連帯保証の取得のために最大限の努力をすべきでしょう。なお、連帯保証やその他の支払約束文書の作成に際しては、強制執行認諾文書付の公正証書としておくことをお勧めします。

不動産、動産・第三者に対する債権等の、取引先や関係者の資産への抵当権・質権・譲渡担保等の設定(いわゆる物的担保)は、もし任意に応じてくれば、資産の内容と余剰価値如何により非常に有効に機能します。ただし、登記等の第三者対抗要件の設定手続の必要性と、早期の現金化までは確保されず、また時期等によって



は倒産手続法などによって効力が否定される可能性もあろうることに注意してください。

裁判所を通じた取引先の資産への仮差押えが、対象資産如何により、即時の支払を促す強い効果を持つ場合もあります。しかし、少なからず額の保証金を供託する必要があります。また優先弁済権の有無・倒産時の取扱い等の本来の法的効果の点で任意の物的担保に劣ります。

その他、ケース如何により各種の債権回収手段がありうるものの、実現可能性や現金化時期の点を含め、やはりそれぞれの限界があります。各種手段の早急な検討と並行して、支払依頼を粘り強く続けて、少しでも多くの現金回収を行うべきです。

小野 頭 (おのあきと)
スプリング法律事務所パートナー弁護士

税務

滞留債権には貸倒引当金、不良債権には貸倒損失の計上を赤字の場合は税金の還付も視野に!

答

売掛金の滞留について、まずは回収努力を行い、現金化を図ることを第一義に考えていただきたいと思えます。それでもなお回収不能となる場合、貸倒損失・貸倒引当金の計上を検討することになります。

また、今期決算が赤字と見込まれる場合、前期決算が黒字です。この場合、前期決算が黒字で適用を検討してみてください。

① 貸倒損失・貸倒引当金の計上検討

売掛金の未回収分については、まずは相手先の状況を確認し、その上で処理の判断をする必要があります。

民事再生法等の法令の整理手続による場合、開始の申立て段階で、個別貸倒引当金の計上が認められます。そして、計画認可の決定等の段階に至ると債権切捨額が確定し、貸倒損失として計上することになります。

法令の手続きによらない場合は、相手先の資産状況、支払状況等を勘案し、処理していくこととなります。債務超過状態が相当期間継続し、事業に好転見通しがない場合、個別貸倒引当金の計上が認められ、債権の全額回収不



能が明らかでない場合には、貸倒損失の計上が認められます。なお、貸倒損失・個別貸倒引当金の計上にあたっては、処理の判断に至った経緯を整理し、周辺書類を整備しておくことが肝要です。

② 欠損金の繰戻し還付の適用検討

欠損金の繰戻し還付とは、前期に黒字決算で納めた法人税のうち、今期の欠損金部分に相当する法人税の還付を受ける制度のことです。

この制度は平成21年度の税制改正において、中小法人(資本金の額が1億円以下の法人)に限り、復活することになったものです。

中小法人にとって、一種の資金支援になりますので、資金繰りの一つとして、適用を考えてみてください。

柏谷 直人 (かすやなおひと)
アクタスマネジメントサービス株式会社取締役
アクタス税理士法人 税理士

人事労務

万一の賃金カット実施は誠意ある態度で臨むべき

答

運転資金で行き詰まること、当然、あらゆる策を講じて資金ショート回避をねばなりません。その対応策の一つとして人件費の削減、すなわち賃金カットが考えられます。しかし、過去の労働裁判例においては、賃金は労働者の生活財源を構成する重要な労働条件の一部であるとされています。そのため、高度かつ、合理的な経営上の必要性がない限り、労働者の不利益になる賃金カットはできないとされています。

また、賃金カットは労働者のモチベーションを大きくダウンさせ、経営にとってもマイナスの影響が大きいことから、賃金カット回避策としての経費削減等が既に行われていることが大前提となります。

そして、実際に賃金カットを行う場合は、ある日突然行うのではなく、事前に労働者に説明し、理解を得ることが重要です。十分な理解を得られるかは別にしても、まずは経営トップから①賃金カット対象者、②賃金カット期間、③賃金カット幅など、賃金カットの概要を全社的に説明し、次に人事部主導のもの



と、労働者に対して個別に賃金カットの内容を説明するのが望ましいでしょう。

いづれにしても、後々の労使トラブルを回避するには、事前に誠意をもって労働者に説明し、理解を得る努力を怠らないことが重要です。なお、賃金は通常、基本給と各種手当で構成されていますが、まずは手当(役職手当など)のカットあるいは不支給を検討し、基本給カットを行うのはその後で検討すべきです。会社の賃金制度によって異なりますが、通常、基本給は賞与や退職金の算定基礎賃金になっているケースが多いため、不利益の及ぶ影響が月例賃金のカットだけでは収まらなくなるためです。

江原 努 (えはらつとむ)
アクタスマネジメントサービス株式会社
シニアマネージャー
アクタス労務研究所 社会保険労務士